第48回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

■事業報告

主要な事業内容
主要な営業所及び拠点
使用人の状況
主要な借入先の状況
その他当社グループの現況に関する重要な事項
株式の状況
新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

■監査報告

計算書類に係る会計監査報告

(2025年9月１日から2026年8月31日まで)

ユーピーアール株式会社

主要な事業内容（2026年８月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
物　流　事　業	・パレット等物流機器のレンタル事業（注）１ ・パレット等物流機器の販売事業（注）２
ソリューション事業	・物流IoT事業（注）３ ・ICT事業（注）４ ・ビークルソリューション事業（注）５

（注）１．木製・プラスチック製パレット（注）６、ネスティングラック・カゴ車等金属製物流機器、その他物流機器及び関連商品のレンタル
２．木製・プラスチック製パレット、ネスティングラック・カゴ車等金属製物流機器、その他物流機器及び関連商品の販売
３．追跡ソリューションのレンタル及び販売
４．遠隔監視ソリューションの役務提供及び関連機器のレンタル及び販売
５．カーシェアリング自主運営事業及びカーシェアリングシステムのレンタル、販売及びカーシェアリング運営受託
６．パレットとは荷物の保管や構内作業、輸送のために使用される薄い箱型の荷台で、木製・プラスチック製・金属製など用途ごとに多彩な種類が存在しております。パレットの上に荷物をまとめて載せることで、フォークリフトで一度に上げ下ろしができるようになるため、荷役作業のすべてを人力で行う場合と比べて、作業の効率化が可能となります。倉庫、自動車、電子機器、農産、水産、食品など幅広い業種に利用されています。
７．当社は2025年10月15日に公表した「報告セグメントの変更に関するお知らせ」のとおり、当連結会計年度より、「物流事業」セグメント、「コネクティッド事業」セグメントから「物流事業」セグメント、「ソリューション事業」セグメントへと報告セグメントを変更しております。

主要な営業所及び拠点（2026年８月31日現在）

① 当社

本　　社	宇部本社（山口県宇部市）、東京本社（東京都千代田区）
営　業　所	札幌営業所（北海道札幌市中央区）、仙台営業所（宮城県仙台市青葉区）、関東営業所（埼玉県さいたま市大宮区）、東京営業所（東京都千代田区）、横浜営業所（神奈川県横浜市港北区）、名古屋営業所（愛知県名古屋市中区）、大阪営業所（大阪府大阪市淀川区）、岡山営業所（岡山県岡山市北区）、山口営業所（山口県宇部市）、福岡営業所（福岡県福岡市博多区）
デ　ポ　（注）	市原デポ（千葉県市原市）、三木デポ（兵庫県三木市）、 宇部デポ（山口県宇部市）、福岡デポ（福岡県糟屋郡久山町）

（注）パレットなど物流機器の貸出、返却を行うサービス拠点です。

② 子会社

ウベパレットサービス株式会社	山口県宇部市
UPR Singapore Pte.Ltd.	シンガポール共和国　シンガポール市
UPR(Thailand)Co.,Ltd.	タイ王国　バンコク市
UPR Solution (Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシア　セランゴール州　シャー・アラム市
UPR VIETNAM CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国　ホーチミン市
UPR Services Inc.	アメリカ合衆国　カリフォルニア州　サニーベール市

使用人の状況（2026年８月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流事業	156 名	6 名減
ソリューション事業	17	1 名増
全社（共通）	54	8 名増
合計	227	3 名増

（注）１．使用人数は正社員の就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員等）は、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

２．全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
191名	1名減	41.6歳	11.3年

（注） 使用人数は正社員の就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員等）は、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社山口銀行	5,107百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,555
株式会社三井住友銀行	953
株式会社みずほ銀行	523
株式会社りそな銀行	342

その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の現況

株式の状況（2026年８月31日現在）

① 発行可能株式総数　30,000,000株
② 発行済株式総数　7,660,000株
③ 株主数　4,466名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
酒田義矢	3,838,000株	50.11%
酒田三男	385,000	5.03
酒田加代子	320,000	4.18
ユーピーアール従業員持株会	282,540	3.69
酒田健治	119,700	1.56
グローバル・タイガー・ファンド４号投資事業有限責任組合	76,400	1.00
市川敏夫	70,500	0.92
宇藤秀樹	70,000	0.91
日本駐車場メンテナンス株式会社	65,000	0.85
羽山謙造	50,000	0.65

（注）持株比率は自己株式504株を控除して計算しております。

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が制定している内部統制システムに関する基本方針は、以下のとおりです。

当社及び当社の子会社からなる当社グループは、パーパス【「未来は自分たちが変えていく」モノ・コト・ココロが分かち合えたその先へ】のもと、２つの経営理念（①事業原点：パレットを通じ人々の生活を便利に、②目指す企業像：地球と人を尊重する会社）、理想の社員像（情熱を抱き、常に挑戦し、真摯に向き合い、仲間と共創できる人材）を掲げ、「社業を通じ社会に貢献する」ことを社是としている。

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

①当社は、社是、パーパス、経営理念、理想の社員像、および行動指針を、当社及び子会社の全ての役員・従業員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

②総務部がコンプライアンスを担当し、当社及び子会社の全ての役員・従業員の法令遵守の取組を推進する。また、「コンプライアンス規程」を定め、同部を中心にその遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。

③内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。重要事項については、取締役会に報告する。

④法令及び定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報窓口を設置する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

①取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録・保存する。

②取締役及び監査役は、必要に応じ、取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書等を閲覧できる。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

①「リスク管理規程」に基づき、業務執行に係るリスクの把握、管理及び危機発生に備えた対応を行う。

②リスク管理委員会は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を行い、必要に応じて取締役会に対し、リスク管理に関する活動状況を報告し、提案を行う。

③重大な危機が発生した場合には、社長を委員長とするリスク管理委員会を速やかに開催し、危機への対応と速やかな収束に向けて活動する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

①取締役の職務権限と担当業務を明確にするため、「取締役会規程」の他、「組織規程」、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」を制定し、必要に応じ定期的な見直しを行う。

②取締役会は、取締役会規程に基づき月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

(5)当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

①当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。

②内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、社長に報告する。

③「関係会社管理規程」を定め、一定の経営上の重要事項については機関決定前に当社の承認を求め、又は報告することを義務付けることとし、一定の基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号、会社法施行規則第100条第3項第3号）

①当社は、監査役の職務を補助する従業員を配置していないが、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

②監査役の職務を補助すべき従業員の異動・評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。

③監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

(7)監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、会社法施行規則第100条第3項第5号）

①当社及び子会社の役員・従業員は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。

②内部監査室は、当社及び子会社に対して実施した内部監査の結果を、定期的に報告する。

③内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、監査役に定期的に報告する。

④監査役への報告を理由として取締役及び従業員が不利な取り扱いを受けないことを保障する。

(8)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役がその職務の執行について支出した費用の償還などの請求をしたときは、当該費用が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

①監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために取締役会等の会議に出席する。

②監査役は、取締役や経営陣とのミーティング、営業所や子会社への往査を定期的に実施する。月１回定時に監査役会を開催する他、必要に応じ臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(10)反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を役員及び従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当社は上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

①取締役の職務の執行について

取締役会規程の定めにより定時取締役会を１ヵ月に１回、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を決定するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行っております。

②リスク管理体制について

リスク管理規程、コンプライアンス規程を定めるとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を四半期に1回開催し、リスク管理体制整備のほか、リスク管理策及びコンプライアンスへの取組等の方針策定、実施状況の確認を行っております。

③内部監査の実施について

内部監査室において、社長が承認した内部監査基本計画に基づき内部監査を実施いたしました。法令や当社規程に基づいた業務執行がなされているか等の内部監査結果が社長へ報告さ

れ、是正措置がとられております。

④監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、稟議書などの書類の閲覧、代表取締役との意見交換、事業部門等に対するヒヤリング、当社グループ会社を含む複数の事業拠点への往査を行うとともに、内部監査部門から定期的に報告を受けております。また、会計監査人とは、監査計画の協議、監査結果の報告の受領、意見交換を行う等、監査役が必要とする情報の適切な提供を受け、監査を実施しております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	96,000	391,349	8,646,438	△959	9,132,827
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△191,487		△191,487
親会社株主に帰属する当期純利益			753,420		753,420
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	561,932	－	561,932
当連結会計年度末残高	96,000	391,349	9,208,371	△959	9,694,760

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	5,469	9,467	14,936	155,017	9,302,782
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△191,487
親会社株主に帰属する当期純利益					753,420
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△2,088	10,548	8,460	39,736	48,196
当連結会計年度変動額合計	△2,088	10,548	8,460	39,736	610,129
当連結会計年度末残高	3,381	20,015	23,397	194,754	9,912,912

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	６社
・連結子会社の名称	ウベパレットサービス株式会社 UPR Singapore Pte.Ltd. UPR(Thailand)Co.,Ltd. UPR Solution(Malaysia)Sdn.Bhd. UPR VIETNAM CO.,LTD UPR Services Inc.

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、UPR VIETNAM CO.,LTDの決算日は６月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

（ｉ）市場価格のない株式等	移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．棚卸資産

（ｉ）商品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
（ⅱ）原材料及び貯蔵品	
・原材料	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
・貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

（ⅰ）レンタル資産　過去の実績に基づく見積耐用年数（5～10年）による定額法を採用しております。

（ⅱ）その他　当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	6年～50年
機械装置及び運搬具	4年～17年
工具器具備品	4年～8年

ロ．無形固定資産

（ⅰ）自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（ⅱ）その他の無形固定資産　定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、物流事業においてパレット等物流機器のレンタル及び販売を行うほか、ソリューション事業においては、追跡ソリューション（IoT）や遠隔監視ソリューション（ICT）といったイノベーション及びその他のソリューション（アシストスーツ、ビークルソリューション）のレンタル及び販売、役務の提供を行っており、これら事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

（ⅰ）パレットレンタル

パレット等物流機器のレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（ⅱ）物流機器販売

パレット等物流機器の販売については主に仕入先から顧客へ商品が直送される取引（直送取

引）によっており、顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（ⅲ）追跡ソリューション（IoT）

追跡ソリューションのレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（ⅳ）遠隔監視ソリューション（ICT）

遠隔監視ソリューションの役務提供については役務提供期間に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また関連機器のレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（ⅴ）その他のソリューション（アシストスーツ、ビークルソリューション）

その他ソリューションのレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。関連機器の販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね３ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。また、取引価格は、顧客との契約に基づき顧客と約束した対価を基礎として算定しております。なお、顧客と約束した対価の中に変動対価はありません。

ハ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

２．会計上の見積りに関する注記

減価償却費

（1）当連結会計年度に計上した金額

	当連結会計年度計上額
減価償却費	2,728,571千円

（2）識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び連結子会社は、減価償却資産について、主に過去の使用実績等に基づく見積耐用年数に応じて減価償却を行っております。

今後新たな事実の発生等により見積耐用年数の見直しが必要となった場合、減価償却費の金額に影響を与える可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当社及び連結子会社が保有するレンタル資産は、過去の使用実績に基づく見積耐用年数に応じて減価償却を行っております。

物流業界における改正物流効率化法の施行等、パレット輸送への関心が高まりをみせ当社及び連結子会社を取り巻く経営環境が変化しているなか、保有するレンタル資産の使用状況を確認したところ、プラスチック製パレットの使用可能期間が従来に比べ延びていることが判明しました。

これに伴い、当連結会計年度の期首より耐用年数を1年延長しております。

この変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ592,299千円増加しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　29,610,478千円

⑵ 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	342,388千円
差引額	9,657,612千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　7,660,000株

⑵ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年10月15日 取締役会	普通株式	191,487	25	2025年8月31日	2025年11月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年10月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	283,401	37	2026年8月31日	2026年11月10日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借り入れにより資金を調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務提携等に関連する目的で保有する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、発行者の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが４ヵ月以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図ることによりリスク低減を図っております。また、市場リスクの管理に関し、投資有価証券については、主として株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、かつ、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理に関し、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
長期借入金※	8,481,592千円	8,154,616千円	△326,975千円
負　　債　　計	8,481,592	8,154,616	△326,975

※１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

⑴ 非上場株式　　11,000千円

⑵ 投資事業有限責任組合への出資　　76,432千円

非上場株式は企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項の取り扱いを適用し、投資事業有限責任組合への出資は改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24－16項の取り扱いを適用し、時価開示の対象とはしておりません。

⑶ 金融商品の時価のレベルの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	8,154,616	－	8,154,616
負債計	－	8,154,616	－	8,154,616

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	物流事業	ソリューション事業	
パレットレンタル	10,651,578	－	10,651,578
物流機器販売	3,437,508	－	3,437,508
イノベーション	－	1,019,694	1,019,694
ソリューションその他	－	522,711	522,711
顧客との契約から生じる収益	14,089,086	1,542,405	15,631,492
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	14,089,086	1,542,405	15,631,492

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ロ．重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

8. 固定資産の減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都千代田区	ICT事業用資産	無形固定資産
東京都千代田区	遊休資産	投資その他の資産

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業単位を基本単位としてグルーピングを行い、遊休資産については個別にグルーピングを行っております。連結子会社につきましては、会社単位を基本単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が低下した資産グループの事業用資産及び今後事業に供する予定の無い遊休資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（8,912千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、投資その他の資産5,612千円、無形固定資産3,300千円であります。

なお、回収可能価額は事業用資産については使用価値、遊休資産については正味売却価額により測定しておりますが、ともに将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、零として評価しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額　1,268円77銭

⑵ 1株当たり当期純利益　98円36銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（2026年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,987,740**	**流動負債**	**4,953,244**
現金及び預金	2,473,308	買掛金	2,293,816
受取手形	169	1年内返済予定の長期借入金	1,747,204
売掛金	1,779,622	未払金	267,424
電子記録債権	63,924	未払費用	28,523
商品	386,941	未払法人税等	323,929
貯蔵品	14,573	預り金	15,553
前払費用	191,666	契約負債	9,702
その他	85,927	賞与引当金	266,519
貸倒引当金	△8,393	その他	571
固定資産	**16,914,735**	**固定負債**	**7,603,130**
有形固定資産	**14,473,338**	長期借入金	6,734,388
レンタル資産	12,352,373	退職給付引当金	448,769
建物	893,398	役員退職慰労引当金	396,787
構築物	35,996	資産除去債務	15,085
機械及び装置	153,368	その他	8,100
車両運搬具	10,064	**負債合計**	**12,556,375**
工具、器具及び備品	50,880	（純資産の部）	
土地	954,108	**株主資本**	**9,342,719**
建設仮勘定	23,148	**資本金**	**96,000**
無形固定資産	**987,121**	**資本剰余金**	**391,349**
商標権	1,483	その他資本剰余金	391,349
ソフトウエア	674,353	**利益剰余金**	**8,856,329**
その他	311,285	利益準備金	25,404
投資その他の資産	**1,454,274**	その他利益剰余金	8,830,925
投資有価証券	87,432	別途積立金	3,700,000
関係会社株式	172,724	繰越利益剰余金	5,130,925
関係会社長期貸付金	327,906	**自己株式**	**△959**
長期前払費用	242,905	**評価・換算差額等**	**3,381**
繰延税金資産	402,931	**その他有価証券評価差額金**	**3,381**
その他	346,898	**純資産合計**	**9,346,100**
貸倒引当金	△126,524		
資産合計	**21,902,476**	**負債純資産合計**	**21,902,476**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**14,644,682**
売上原価		**9,980,517**
売上総利益		**4,664,165**
販売費及び一般管理費		**3,921,642**
営業利益		**742,522**
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,833	
受取補償金	380,740	
その他	51,951	441,524
営業外費用		
支払利息	81,737	
貸倒引当金繰入額	6,025	
その他	10,431	98,193
経常利益		**1,085,854**
特別利益		
固定資産売却益	1,523	
その他	100	1,623
特別損失		
減損損失	8,912	
固定資産除却損	25,094	34,006
税引前当期純利益		**1,053,471**
法人税、住民税及び事業税	400,467	
法人税等調整額	△47,588	352,878
当期純利益		**700,592**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	96,000	391,349	391,349	25,404	577	3,700,000	4,621,242	8,347,224	△959	8,833,613
当期変動額										
剰余金の配当							△191,487	△191,487		△191,487
当期純利益							700,592	700,592		700,592
特別償却準備金の取崩					△577		577	－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	△577	－	509,682	509,105	－	509,105
当期末残高	96,000	391,349	391,349	25,404	－	3,700,000	5,130,925	8,856,329	△959	9,342,719

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,469	5,469	8,839,083
当期変動額			
剰余金の配当			△191,487
当期純利益			700,592
特別償却準備金の取崩			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,088	△2,088	△2,088
当期変動額合計	△2,088	△2,088	507,016
当期末残高	3,381	3,381	9,346,100

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

イ．市場価格のない株式等　移動平均法による原価法を採用しております。

③ 棚卸資産

イ．商品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ．貯蔵品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ．レンタル資産　過去の実績に基づく見積耐用年数（５～10年）による定額法を採用しております。

ロ．その他　定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	6年～50年
機械装置及び運搬具	4年～17年
工具器具備品	4年～8年

② 無形固定資産

イ．自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ロ．その他の無形固定資産　定額法によっております。

⑶ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑷ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
④ 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑸ 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、物流事業においてパレット等物流機器のレンタル及び販売を行うほか、ソリューション事業においては、追跡ソリューション（IoT）や遠隔監視ソリューション（ICT）といったイノベーション及びその他のソリューション（アシストスーツ、ビークルソリューション）のレンタル及び販売、役務の提供を行っており、これら事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

（ⅰ）パレットレンタル

パレット等物流機器のレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（ⅱ）物流機器販売

パレット等物流機器の販売については主に仕入先から顧客へ商品が直送される取引（直送取引）によっており、顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（ⅲ）追跡ソリューション（IoT）

追跡ソリューションのレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（ⅳ）遠隔監視ソリューション（ICT）

遠隔監視ソリューションの役務提供については役務提供期間に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また関連機器のレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（ｖ）その他のソリューション（アシストスーツ、ビークルソリューション）

その他のソリューションのレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。関連機器の販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね３ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。また、取引価格は、顧客との契約に基づき顧客と約束した対価を基礎として算定しております。なお、顧客と約束した対価の中に変動対価はありません。

２．会計上の見積りに関する注記

減価償却費

（1）当事業年度に計上した金額

	当事業年度計上額
減価償却費	2,706,249千円

（2）識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、減価償却資産について、主に過去の使用実績等に基づく見積耐用年数に応じて減価償却を行っております。

今後新たな事実の発生等により見積耐用年数の見直しが必要となった場合、減価償却費の金額に影響を与える可能性があります。

3．会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当社が保有するレンタル資産は、過去の使用実績に基づく見積耐用年数に応じて減価償却を行っております。

物流業界における改正物流効率化法の施行等、パレット輸送への関心が高まりをみせ当社を取り巻く経営環境が変化しているなか、保有するレンタル資産の使用状況を確認したところ、プラスチック製パレットの使用可能期間が従来に比べ延びていることが判明しました。

これに伴い、当事業年度の期首より耐用年数を1年延長しております。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ591,477千円増加しております。

4. 貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　29,312,250千円

⑵ 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権　27,961千円

② 短期金銭債務　79,316千円

⑶ 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	342,388千円
差引額	9,657,612千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引による取引高	
売上高	197,919千円
仕入高	148,170千円
②営業取引以外の取引高	29,129千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　504株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	94,427千円
未払事業税	31,512千円
退職給付引当金	158,998千円
役員退職慰労引当金	140,581千円
固定資産譲渡損益調整	4,924千円
減価償却超過額	43,462千円
関係会社株式評価損	102,043千円
投資有価証券評価損	4,960千円
貸倒引当金	40,593千円
その他	121,380千円
繰延税金資産小計	742,886千円
評価性引当額	△337,338千円
繰延税金資産合計	405,547千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,855千円
その他	△760千円
繰延税金負債合計	△2,616千円
繰延税金資産の純額	402,931千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	UPR VIETNAM CO.,LTD	千米ドル 1,237	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付	－	関係会社長期貸付金	228,906

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社に対する資金の貸付について、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2．関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金を15,649千円計上しております。また、当事業年度において、貸倒引当金繰入額を△146千円計上しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額　1,220円20銭

⑵ 1株当たり当期純利益　91円47銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月20日

ユーピーアール株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥　見　正　浩

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　岡　浩　二

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ユーピーアール株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上